

はじめに

男女共同参画社会をつくる—それは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくること。

男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国際連合を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして、多くの女性たちの活動に支えられて進められてきた。国連が提唱した「国際婦人年」である昭和50年(1975年)、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。これを受けて、我が国では、同年、国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、同本部は昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定した。また、昭和54年(1979年)、国連総会において、女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するため、「女子に対する差別」¹の定義を盛り込んだ女子差別撤廃条約が採択され、我が国は昭和60年(1985年)に同条約を批准した。

西暦2000年に向けて各国等が効果的措置を取る上でのガイドラインである「ナイロビ将来戦略」を採択した「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議を経て、平成7年(1995年)、北京において、第4回世界女性会議が開催され、同戦略の完全実施を図るための見直しと評価が行われ、「北京宣言及び行動綱領」が採択された。これらの国際的な動きを受けて、国内でも、総合的、体系的な取組が進められた。平成11年(1999年)、これらの努力は男女共同参画社会基本法の成立という形で結実し、その後、我が国では、内閣総理大臣の下で、男女共同参画会議の設置などナショナル・マシーナリーとしての国内本部機構を強化しつつ、男女共同参画基本計画に基づく取組が進められてきた。

しかし、国連が発表するジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)において、我が国は109か国中第57位という低い順位に留まっているほか、働いている女性の6割は、妊娠・出産時に仕事を辞めており、女性の2人に1人は非正規雇用であるなど、男女共同参画が必ずしも十分に進まなかった面もある。また、少子・高齢化の進展による労働力人口の減少、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など我が国経済社会が変化している中で、女性の活躍による社会の活性化、男性や子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応などが急務となっている。したがって、男女共同参画の推進が不十分だった点については真摯に反省した上で、更に充実した取組につなげていく必要がある。

¹ 1979年に採択された女子差別撤廃条約第1条において、「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものという」と定義されている。

平成 21 年(2009 年)3月 26 日、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問を受けた。同会議に設置された基本問題・計画専門調査会において、国内の様々な状況の変化を考慮した上で、同年8月に公表された女子差別撤廃委員会からの最終見解や女性に対する暴力に関する専門調査会における議論、男女共同参画会議における議論を踏まえつつ、新たな男女共同参画基本計画の基本的な考え方について審議を重ねてきた。平成 22 年(2010 年)4 月 15 日、基本問題・計画専門調査会は、「第3次男女共同参画基本計画に向けて(中間整理)」を公表し、全国で開催した公聴会や意見募集による意見も踏まえて、今般、男女共同参画会議に対する報告として取りまとめを行ったものである。

本報告を踏まえた実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定することを政府に対して期待する。